



2025年9月12日

各 位

会社名 株式会社 CARTA HOLDINGS
代表者名 代表取締役 社長執行役員兼 CEO 宇佐美 進典
(コード番号：3688 東証プライム)
問合せ先 取締役 執行役員 CFO 永岡 英則
(Tel 03-4577-1453)
(URL. <https://cartaholdings.co.jp/>)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 11 月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2025 年 9 月 30 日（火）
- (2) 公告日：2025 年 9 月 12 日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/public_notice/

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 8 月 15 日に公表した「株式会社 NTT ドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 NTT ドコモ（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が 2025 年 8 月 18 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及び株式会社電通グループ（以下「電通グループ」といいます。）が所有する当社株式の全てを除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び電通グループのみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の手続の実施を要請する予定とのことで

す。

具体的には、公開買付者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき当社が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者及び電通グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本日現在において、公開買付者は、2025 年 11 月中旬を目途に本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2024 年 4 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 10 回新株予約権
（行使期間は 2026 年 4 月 27 日から 2029 年 4 月 26 日まで）
- ② 2024 年 4 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 11 回新株予約権
（行使期間は 2026 年 4 月 27 日から 2034 年 4 月 26 日まで）

以 上